

精華町教育委員会議事録

令和4年（第9回）

- 1 開 会 令和4年9月26日(月) 午後2時30分
閉 会 令和4年9月26日(月) 午後4時10分
- 2 出席委員 川村教育長 松下教育長職務代理者 新司委員
井上委員 高岡委員
- 3 欠席委員 なし
- 4 出席事務局職員
浦本教育部長 杉本総括指導主事
俵谷学校教育課長
糸山学校教育課担当課長(施設担当)
川畑学校教育課担当課長(学校給食担当)
田原生涯学習課長 平井学校教育課主幹
- 5 傍聴者 0名

6 議事の概要

(1) 開会及び冒頭あいさつ

教育長から第9回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回議事録について

教育部長から令和4年第8回教育委員会の議事録について説明。

【採 決】

- ・ 全員承認

(3) 教育長報告事項

新型コロナウイルス感染症の第七波は、1か月前に2学期が再開したときは大変厳しい状況だったが、徐々に感染者数が少なくなってきたので、できるだけ通常状態で学校運営をし、生涯学習関係の諸行事が開催できるよう教職員や教育委員会事務局の職員には大変な努力をしてもらっている。

9月1日から10月7日まで精華町議会が開催されており、後程教育部長から概要報告がある。

8月26日にいじめ対策連絡協議会が開催された。学校、警察、関係諸団体、町長部局、教育委員会などの代表者が委員であり、過去2回開催できておらず、やっと今年は開催できたが、横の連絡を取り合うという点で大変重要で、有意義な会議となった。特にネットいじめなど、外から見えにくいいじめが話題の中心となった。

8月29日に京都府教育委員会の教育長ほか幹部と、山城地域の南半分の市町村の教育長の懇談会があり、懇談の議題の一つは、部活動の地域移行について、そしてもう一つは、京都府教育委員会として市町村の新たな支援をやっていきたいが、どのような支援を望むかであり、各教育長からは部活動の地域移行などを含めて様々な声があがった。

9月8日、委員の皆さんには、市町村教育長・教育委員研究協議会にオンラインで出席いただいた。私は同じ時間帯で精華町の総合計画審議会があり、そちらに出席したが、総合計画の基本構想案と基本計画素案が審議された。現在、事務方で最終校正作業をしており、10月3日から1か月間のパブリック・コメントを行い、11月に再度審議会で案を固めて、議会の議決を経るため町議会定例会12月会議に議案として提出される予定になっている。

9月14日、こちらも過去2年できていなかったが、精華寿大学の開校式を開催することができ、多くの方に参加いただいた。

次に、今後の取組について、2、3点申しあげる。

一つは、中学校給食の実施に向けて、前回教育委員会では、防災食育センター調理・配送等業務委託の公募型プロポーザル方式による事業者の募集公告を行うことを報告し、公告の内容を協議いただいたところだが、その後、議会にも報告して、9月20日に公告を行った。12月に業者を選定する見通しで事務を進めているところだが、一方で、中学校での職員や生徒の動き方、時間割などの調整を現場としっかり進めていくつもりである。

もう一つは、前回教育委員会で協議いただいた町内体育施設の指定管理者の選定だが、こちらも議会に報告をして、現在、募集公告をしているところである。こちらは手続的に議会の議決を経て承認を得る必要があるため、町議会定例会12月会議に議案として提出するように、今後の事務を進めていく予定である。現在、数社の事業者から質問が出ており、町のホームページ

で回答をしたところである。

最後にその他として、一つは部活動の地域移行についてだが、まず実態把握として、町内3中学校の教員にアンケート調査を行った。先ほど報告した京都府教育委員会との懇談会で、京都府教育委員会としても予算措置を検討する気配も出てきたので、そこにも期待しながら、精華町として来年度一歩踏み出す方向で学校との協議をしていきたいと思っている。また、体育関係の団体との協議も行っていくつもりであり、こちらは今後進捗があれば報告したいと思う。

また、小学校も同じではあるが、特に中学校において、学習指導要領にうたわれている主権者教育やキャリア教育などにしっかり取り組むようにという議会のご意見をいただいている中で、この主権者教育、キャリア教育、そして地域学習などをテーマとして、課題解決型学習を更にしっかりと展開して、主体的、対話的で深い学びを定着させていきたい思いを持っている。手始めに府内あるいは他府県の先進校の、職員を招いての研修会や視察を準備しており、総合的な学習の時間を体系的で内容の濃いものにしていくよう取り組みたいと思っている。

松 下 委 員 コロナの関係だが、来月に小・中学校の運動会、体育大会が実施されるなど、学校行事についてはコロナが落ち着いてきたので通常に戻していこうという動きになっているが、教職員の懇親会などの取扱いは、今どのような状況で、今後どのような方針なのか、現時点の分かる範囲で答えてほしい。

教 育 部 長 教職員については役場職員の内規に準じた形でこれまでも通知をしているが、役場においてまだ緩和などが決定されておらず、今後についてもまだ先が見えない状況である。

松 下 委 員 個人で少人数、4人程度までで行うことを禁止する必要はないと思うし、各校長等もその辺りは十分認識しながら動いているとは思いますが、徹底をお願いしたい。

(4) 事務局からの諸報告

教 育 部 長 1 新型コロナウイルス感染症の対応について

京都府は第七波、オミクロン株の派生型であるBA.5

による感染者の急増を受けて、8月4日に京都B A. 5対策強化宣言を発出していたが、9月25日をもって宣言を終了することが発表された。

また、本日26日からは全国一律で、65歳以上の高齢者、入院を要する方、コロナの治療薬の投与が必要な方、妊婦、そして重症化リスクがある方については引き続き発生届の提出が必要だが、それ以外については簡略化するという取扱いが始まる。

先月8月29日付で、府立学校における児童生徒等や教職員が新型コロナウイルスに感染した場合の対応ガイドラインの改定について京都府教育委員会から通知があった。

まず、学校で感染者が確認された場合の対応について、緊急的な対応として、濃厚接触者となった教職員については、待機期間中においても一定の条件のもと出勤を可能とする取扱いが認められていることを再確認する内容となっているが、本町教育委員会としては、引き続き原則として濃厚接触者は5日間の健康観察期間中は勤務を控えてもらう対応を継続している。

次に、学級閉鎖を実施する基準として、同一学級内で複数の感染児童が確認された場合であっても、その児童生徒間で感染経路に関連がなく、他の児童生徒に感染が広がっているおそれがない場合、学級閉鎖を行う必要はないとされている。一方で、感染者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合や、その他教育委員会で必要と判断した場合には学級閉鎖を行うこととされている。なお、この間の子どもたちの感染経路として、オミクロン株B A. 5の特徴なのか、同時期に感染する児童生徒が多数発生しても、クラス内での感染ではなく、個別に家庭内で感染している実態が多かった。

また、新型コロナウイルスに感染し、発症した人の自宅での療養期間を7日に短縮するという変更の内容も含まれている。学校活動においては冒頭、教育長からも発言があ

ったように、何もかも取りやめということではなく、感染対策を講じながら、いかに学習活動や学校行事を継続、実施できるかという観点で取り組んでいるところである。これまでどおり、国からの通知や、京都府教育委員会の府立学校における対応に準拠しながら、対応に努めていきたいと考えている。

教育部長 2 精華町議会定例会 9 月会議について

精華町議会定例会 9 月会議は、9 月 1 日から 10 月 7 日までの 37 日間の会期で開催されており、明日 27 日には、予算決算常任委員会が開催されて、教育委員会関係の令和 3 年度決算審査の質疑が行われる予定である。

本議会での教育委員会関係の対応状況を報告させていただくと、まず、教育部に関連する提出議案としては、先月の教育委員会で承認いただいた、打越台グラウンドと打越台環境センター跡地を一体的に活用した防災受援施設の整備を進めていくにあたり、整備基本計画と基本設計を策定するための業務委託料の予算を計上している議案第 49 号、精華町一般会計補正予算（第 5 号）と、議案第 63 号、応急給食配送コンテナの取得についてである。

これら 2 議案については 9 月 16 日に全会一致で可決いただいた。

また、一般質問については 15 名の議員から通告があり、そのうち 7 名の議員から教育委員会関係の質疑があった。主な一般質問の概要としては、小・中学校給食、タブレット活用、PTA、ギフトド、学校のプール、快適な避難場所、包括的性教育、観光資源、教育委員会後援事業などについて質疑があった。

続いて、令和 3 年度の決算状況の概要について報告させていただく。まず、一般会計の収支状況だが、歳入総額は 164 億 1,360 万 5,000 円、歳出総額が 160 億 7,388 万 7,000 円で、予算規模の対前年度比較は

歳入が20億53万5,000円で10.9%の減、歳出が21億1,013万9,000円で11.6%の減ということで、それぞれ1割強、大幅に減少した。

歳入歳出差引きの形式収支は3億3,971万8,000円で、翌年度へ繰り越す財源1億1,330万8,000円を差し引いた実質収支額は2億2,641万円の黒字となる。この実質収支額から前年度以前からの繰越金を除いた令和3年度の単年度収支は1億198万2,000円の黒字となる。また、単年度収支に財政調整基金への積立て、取崩しの額を反映させた最終的な実質単年度収支は2億207万4,000円の黒字となる。

続いて、財政状況として、歳入における前年度からの大きな減収の要因としては、昨年度、新型コロナウイルス感染症対策のための国の臨時交付金などにより増加した国庫支出金が、3年度は約25億4,000万円減ったことが原因のほとんどである。町税の収入についても、個人町民税や固定資産税が減収しており、1億5,488万5,000円の減となった。

一方で、地方交付税は顕著に推移しており5億576万4,000円の増額、また各種交付金譲与税の総額が2億2,222万6,000円の増額となっているが、これらは国や府から交付された補助金のような性格のものであり、国の状況によって大きく変動するため、あまり依存した財政になっていると国の状況によって町の収入が上下するという状況になる。

次に、歳出において教育費は15億6,784万2,000円、対前年度比で4,454万9,000円、2.8%減少となっている。歳出額全体に占める教育費の割合は約9.8%で、例年10%程度であるため大きい変動はない。前年度と比較した増額要因としては、防災食育センター建設事業の事業費として1億8,672万1,000円の増、そして減額要因としては、GIGAスクール構築

事業で2億5,016万8,000円の減、新型コロナ関係の事業で1,805万2,000円の減などが挙げられる。

また、次に、一般質問におけるPTAに関する質疑についてだが、各学校単位のPTAは学校に在籍する児童生徒の保護者と教職員で構成される社会教育関係団体ということだが、PTAへの加入は任意であり、保護者、教職員が加入を強制され、または自動的に加入するものではない。しかし実際は、これまでの長い慣例や慣習の中で、特に小学校のPTAの規約、会則で、入学をもって自動的に加入するというような規定になっており、おかしいのではないか、また、教育委員会としてPTAに指導、支援をどのように行うのかという考え方を問うものであった。

この質問に対しては、まず、PTAの性格を考えると、加入は保護者の自由意思であるという説明を、入学時などに保護者にきっちり説明することは必要だと思うが、教育委員会の指導下にPTA組織があるわけではなく、独立した組織でもあるので、今後、PTAにおいて検討されるべき課題であると認識していること、また、社会教育法第12条の規定により、教育委員会が社会教育団体であるPTAに対して指導的な立場をとることはないが、求めがある場合は可能な範囲で支援することは重要であるため、各校のPTAを束ねている精華町PTA連絡協議会や校長会と連携を取りながら、必要な支援を実施したいと考えていること、そして、今後、各校においてPTAの任意加入についての議論や規約の見直しの検討を始めていただかなければならないと考えていること、以上の答弁を行った。

教 育 部 長 3 教職員の働き方改革について

令和4年度の1学期において、学校別の時間外勤務がどの時間帯で生じているか、4月から7月までの1人当たり月平均時間の合計時間、その4か月間の1人当たりの月平

均時間を前年度同時期と比較すると、全ての小学校と中学校1校において昨年度を下回っており、教職員の働き方改革が少しずつではあるが進んでいるのではないかという認識である。しかし、中学校においては、部活動指導などの関係もあるかと思うが、平日の深夜、そして土日、祝日の勤務はまだまだ縮減していく必要がある状況と考えており、小学校においても、17時から22時の時間帯の時間外勤務をどう縮減していくかが課題で、これらは一朝一夕に解決する課題とは考えていない。引き続き働き方改革について、近隣市町の取組状況なども参考にしながら、精力的に取り組んでいきたいと考えている。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

8月の問題事象はなし。

(2) 中学校

8月の問題事象はなし。

※不登校児童数の報告は、8月の登校日数が3日間しかないため、9月報告に合算して行う。

総括指導主事 2 問題事象の月別発生件数について

小学校、中学校ともにゼロ件。

長期欠席については、2学期が始まって3日間、1日も出席しなかった児童生徒が令和4年度は小学校、中学校とも増えている。各校とも本人、保護者とも連絡を取り、状況は把握できている。

総括指導主事 3 重災害事故報告について

8月の報告は1件。下校中の転倒によるけがだった。

総括指導主事 4 2学期始めの各校の様子について

コロナの陽性者、または家族の感染により濃厚接触者とな

った児童生徒などがおり、各校ともそれぞれの学年に1名から2名程度の欠席者がいる状況だった。コロナ関連による欠席は少数であっても今後も続いていくと考えている。陽性者の待機期間が短縮されたが、それでも約1週間の欠席となるので、引き続き欠席者の学習のフォローなど対応が必要と考えている。

また、精華西中学校では9月8日と9日の2日間、1年4組を学級閉鎖した。2学期が始まり本日までの小・中学校における感染者数は、児童生徒が112名、教職員が3名となっている。これらは8月後半に集中していることもあり、9月に入って本日までは、小・中学校合わせて74名となっている。感染経路としては不明あるいは家庭内感染が主という状況である。

学校教育課担当課長 1 防災食育センター調理・配送等業務委託について

(学校給食担当) 現在、募集公告をしている精華町防災食育センター調理・配送等業務委託に係る事業者の選定方法とそのスケジュールについて報告する。

まず始めに、受託事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式（企画提案方式）による選定とする。

また、応募事業者の資格要件としては、法人格を有し、安定かつ健全な財務能力を有していること、1施設1日に2,000食以上の学校給食調理施設での受託実績を3年以上有し、かつ現在も該当する施設での調理等業務契約を締結していること、精華町物品役務競争入札参加資格者名簿に登録されていること、製造物責任法に基づく生産物賠償責任保険に加入していること、受託事業者が業務を開始後何らかの事由で業務の継続が困難となった際もスムーズに業務の継続を行い、できる限り給食を中止する期間をなくすため、契約締結時までに履行保証人を確保すること、以上5つの資格要件を設定した。

次に、応募手続の実施スケジュールだが、募集要項の公開、

配布を既に開始している。配布期間は9月20日から29日まで。参加表明書の受付は10月7日から12日までとし、受け付けた参加表明書と添付書類の書類審査の後、10月17日に書類審査の結果を通知して10月17日から21日までの期間に企画提案書を受け付ける。

次に、企画提案書等の審査には、精華町防災食育センター調理・配送等業務委託事業者選定審査委員会を設置して審査する。まず最初の参加資格審査は事務局が参加表明書と添付書類により応募事業者が資格要件を満たしていることを確認する。なお、資格要件中、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定かつ健全な財務能力を有していることについては、提出された財務諸表等に基づき、外部の公認会計士に委託して、その内容を評価してもらうなどして確認する予定。

次の提案書選定審査として、提出された提案書の内容を一次審査として書類審査する。一次審査は事務局で実施し、二次審査は10月下旬頃から11月上旬頃に、審査委員会がプレゼンテーションとヒアリング審査を行う。

審査基準については企画力評価40点、技術力評価40点、価格評価20点の合計100点満点で審査する。

企画力評価では、精華町学校給食基本構想及び精華町まちづくり基本構想に沿った内容で提案がされているかなどを問う精華町学校給食実施に係る考え方、学校給食を教育の一環として捉えた提案となっているかなどを問う学校給食の充実、まちの食育の拠点として食育充実活動などを問う食育の充実、調理事故や異物混入等発生時の対処体制などを問う危機管理体制、防災食育センターとしての機能を発揮するための提案などを問う災害時の協力を評価する。

技術力評価としては、学校給食調理・配送等業務受託実績を問う業務実績、衛生管理対策の考え方などを問う安全衛生管理体制、調理・配送等業務に係る人員配置体制や配膳作業に係る創意工夫などを問う人員配置等体制、食物アレルギーの項目では、類似対応施設での実績や人員配置計画、実施体

制の提案を受ける。また、従事者に対する巡回指導及び研修計画などを問う教育・研修計画、給食開始準備等を評価する。

価格評価としては、事業者からの見積金額での評価を実施することとして、募集要項に記載している委託上限枠を超えないことを条件に、最も低額な見積業者を最高得点として、ほかの事業者は最低値との差の割合を掛け算し、獲得点数を算出する。

以上の項目で審査を行い、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者に指定して契約の交渉をすることとする。本プロポーザルで決定する優先交渉権者については、その決定後、教育委員会に報告のうえ、町議会にも報告する予定としている。

生涯学習課長 1 精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会における審査及び評価結果の報告について

精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会における審査及び評価結果について報告する。

むくのきセンターをはじめとする体育施設の指定管理者である精華町スポーツ協会による運営について、第三者による評価委員会に令和3年度の事業実績について評価をしていただいた。

指定管理者から提出された事業報告書、教育委員会によるモニタリング評価結果などにより審査するとともに評価を実施し、議論を尽くす中で、十分な審査及び評価が実施されたもので、当該施設の管理運営業務に係る令和3年度実績について、審査の結果、総合的に適正な管理運営業務が実施されたものと評価されたが、今後の管理運営業務がさらに充実したものになるよう、指定管理者及び教育委員会として、引き続き検討すべき点について意見を付されている。

まず、評価された点としては4点あり、1点目はコロナによる臨時休館期間等を活用し、ホームページやSNSの動画配信等に努め、情報発信の充実を図ったこと、2点目は生涯

スポーツ・文化の振興及び利用者サービス向上のため、スポーツ教室や文化教室などの自主事業に積極的に取り組んだこと、3点目は公の施設の役割として、新型コロナウイルス感染症ワクチン集団接種会場運営に積極的に協力したこと、4点目はコロナによる臨時休館等の対応とともに、府補助金、支援金等を活用して利用料金等の減収補填に努めたこと、以上であった。

次に、検討を要する意見としては、まず、指定管理者に対して、持続可能な管理運営のために、収支のバランスを維持し、収入確保と施設利用に支障を来さない範囲で引き続き業務の効率化を図ること、そして、教育委員会と協力して、利用者の利便性向上やコスト削減、現金管理リスク軽減のために、受付方法や決済方法について検討することという意見があった。また、教育委員会と指定管理者に対して、むくのきセンターが公の施設であり生涯学習の拠点施設である特性を生かし、より地域住民のニーズに的確に応えとともに、良好なコミュニティー形成に寄与するような意識を共有して管理運営の取組を進めることという意見があり、教育委員会に対しては、引き続き指定管理者と連携し、施設の役割が十分に発揮されるよう、維持管理と施設の予防保全、維持修繕等に必要な財源確保に努めることという意見があった。

なお、この評価結果については、指定管理者である精華町スポーツ協会にも今後の業務推進に反映するよう既に通知している。

次に、今回は新たな取組として、適正な指定管理業務がなされているか、また、持続可能な行政サービスの提供が可能であるかの多角的な評価を行うために、公認会計士による実地調査を依頼して、その調査結果報告書を評価委員会へ提出して評価の参考資料として活用していただいた。調査結果報告書については、公共施設の管理及び財務に精通した公認会計士及び認定ファシリティーマネジャーに依頼して、収支報告及び施設の管理状況について実地調査を行ったものである。

この調査報告の総括としては、指定管理者は施設をおおむね適正に管理運営されているとの評価を受けた。また、会計処理については、町に提出した収支報告及び事業報告書について関係帳簿を確認したところ、その根拠となる収支の事実関係はおおむね適正であるとの評価だったが、会計処理及び施設の管理状況の一部に改善を要するとの指摘があった。

屋上部分の実地調査において、排水溝に砂や雑草がたまっている箇所や蜂の巣があった。屋上の排水不良が雨漏りの原因につながることもあるため、小まめに点検、清掃を行うことや、施設利用者の安全確保のため、蜂の巣の駆除が必要であるという指摘を受けた。

また、個人情報の保護について、事務室内における利用申込書の保管について、鍵付キャビネットでの保管ができていないことを指摘された。これについては直ちに事務室内の鍵付キャビネットで保管するように改め、業務改善をしている。

また、金銭の管理状況について、利用料金の受け取りや人件費増大の要因にもつながっているキャンセルによる還付金の支払い義務に伴い、現金の紛失や着服などの事故防止や事務負担の軽減のため、券売機や電子決済の導入検討を提案された。

また、コロナ禍、物価上昇期における収支改善の取組について、令和3年度での利用料収入の激減と施設利用のキャンセルに伴う事務負担による職員給与費の増加で、結果として259万円の赤字を招き、さらに物価上昇や委託料の上昇が想定され、ますます厳しい収支の可能性もあることから、業務の効率化を図る必要性が示された。

これらの指摘事項を含めた調査結果報告書の全ての内容についても教育委員会と指定管理者であるスポーツ協会は早速課題を共有し、第2期の指定管理期間の残り約半年間の運用について、利用者へのサービスの向上を目標にしながら収支の改善にも取り組む覚悟である。

井上委員 P T A関連の件については、我々が現職だった頃とは事情が異なるようだが、最近は特に、学校ごとに非加入に関しての対応が様々で、SNSなどを見ていると、本当に大丈夫かと思うような学校の対応が例として挙げられている。特に校長、教頭などがP T Aに加入するのが当たり前だというような感覚は改めて、任意加入であることを考えながら、校長、教頭も多くはP T Aに入っているので、P T Aの中で協議しながらしっかり対応していかないと、一歩間違えれば大ごとになってくるだろう。例えば、非常に小さな例だが、卒業記念品に卒業証書の筒をP T Aが渡すと、非加入家庭の児童にはそれを渡さないということを全体の前でするので、結果的には人権にも関わるようなことが起こり得る。

やはり校長、教頭などが任意加入であるということをしつかり考えて対応する必要があると思うので、P T Aから受ける金銭的な支援は学校にとって非常にありがたいものだが、そういった対応についても、大変だとは思いますがよろしくをお願いしたい。

教育部長 精華町内の小・中学校全体で、P T Aに加入されていない世帯はごくわずかであり、加入率は非常に高い状況だが、今、井上委員がおっしゃったとおり、近隣の市町の特定の学校では、任意加入と周知するようにした途端に半分ぐらいしか加入されないというようなことが起こっていると承知している。

記念品の関係では、本町では、非加入家庭の児童に記念品を渡さないといったことはせず、みんな同じようにやっているが、保護者の意識の変化から、反対に、P T A会費を払っている家庭から疑問の声があがる可能性もある。P T A会費の使い方という部分においては、これまでP T Aにお世話になって学校運営を円滑にできている様々な部分が長い歴史の中であり、それらを全否定する考えはないが、多くのご家庭、保護者のご理解をいただきながら、高い加

入率を維持できるようなより良い取組、そういったことができないかをPTA内部で検討いただきたいと考えている。

井上委員 PTAに入りたくないという教師も中にはいると聞いており、今後、そういったケースが増えてくる可能性もあるので、対応は難しいとは思いますが、よろしくお願ひしたい。

松下委員 9月議会関係の予算に関して、町税収入である個人町民税や固定資産税の減収によって歳入が1億5,488万5,000円減少したとのことだが、これは何か人口減などの要因があるのか、詳細を知りたい。

教育部長 個人町民税は納税者の所得と数の両方が少し減っている状況と思われる。一方の固定資産税は老朽化により建物の評価が下がったり、建物が取り壊されたりしたことによる税収のマイナス要因のほうが、新たに課税対象の建物が建つことによるプラス要因を上回ったことにより、税収が減ったものと思われる。

松下委員 そういった税収の減は、コロナとはあまり関係ないのだろうか。

学校教育課長 令和3年度の決算の状況は、令和2年中の所得に対して課税されている個人町民税の状況ということなので、令和2年という、まさにコロナの影響を受けている時期であり、ある程度影響は出ているのではないかと思う。

松下委員 昨年の学校訪問でも行われていたリモート授業は学校現場で増えているのか。

学校教育課長 正確な人数は把握していないが、リモート授業が継続して行われていることは校長会などで聞いている。

井上委員 時間外勤務は依然として非常に高い数字が並んでおり、やはり一番重要なのは業務の精選である。部活動もそうだが、勤務実態調査から時間外となっている業務内容のデータは概ね出ているので、それを管理職がしっかり認識し、時間外勤務を減らすことを大々的に発言していかなければならない。教員はやはり、子どものためならばと頑張ってしまう者が多いので、勤務時間がどんどん増えていく傾向にあ

る。特に小・中学校の教員は、労働基準法に照らしてどうか、という意識が乏しいので、そういう意味でも校長がしっかり業務を精選することを考えていかないと、いずれ問題意識を持った教員が人事委員会に申し立てをするような事態に至り、最終的には裁判になるといったように、重大なことになるかもしれない。校長に対して町からしっかり指導いただくほうが良いのではないかと思う。

教育部長 おっしゃるとおり、校長会でも定期的に、学期ごとや年間で整理した形で、本日お示しした以外にも、個人別に過労死ライン80時間を超えている先生が何人いるといった細かなデータも示しながら、校長先生にリーダーシップを発揮するよう伝えている。そのような取組はしているが、山城教育局管内の教育部長会議で、他の市町の時間外の状況と比較すると、やはり精華町は時間外勤務が多いと言えるので、どこが他と違うのかというところも分析しながら、やはり先生方一人一人の意識改革がなければ解決しない問題なので、しっかり取り組んでいきたいと考えている。

井上委員 熱心な先生が多く、それは本当に評価しているのだが、やはり自分の体も含めてワーク・ライフ・バランスをしっかりと考えてもらわないといけないと思う。

新司委員 コロナで欠席している子どもや、濃厚接触者となって学校を休まなければいけない子どもの学習の保障について、実態が分かっているならば教えてほしい。

学校教育課長 コロナ関係の欠席は日数が長くなるので、その間については授業の進度によって学校で対応できるものは対応し、また、陽性となって休んでいる子どもは回復してからの補習ということになるが、濃厚接触で休んでいる子どもについては、リモートで授業を配信することも、特に中学校などでは継続している。

新司委員 それは、精華町全部の学校、小学校でも対応できているのか。

学校教育課長 小学校については少し厳しいところがあるが、中学校につ

いては3中学校で実施していると聞いている。

松 下 委 員 指定管理者の調査結果報告書の件で、担当された公認会計士はどのように選定したのか。

教 育 部 長 これまで精華町では大手の監査法人のお世話になり、様々な事業を行っているが、今回のような細かな業務をお願いするときに、大手の監査法人では非常にコストが高くなることや、また、この間、光台コミュニティーホールの指定管理について審査を行った際と同様に、自社では柔軟な対応ができかねるので、個人で独立して事務所を運営している公認会計士を紹介いただいたという経過になっている。なお、今回の公認会計士は施設の管理運営状況などをチェックできるファシリティーマネジメントの有資格者でもあるため、施設管理が適切になされてるかということも併せて調査をお願いできることも選定理由の一つとなった。

松 下 委 員 時間外勤務時間数の件で、働き方改革の問題がクローズアップされ始めた頃、昔から教師という仕事は際限のないものであり、自分が管理職だったらどのように指導するだろうか、どのように考え、対応すれば良いのだろうか、ということをよく考えたのだが、改革の推進にあたって必須である課題の把握に関して、私見ではあるが、国府や教育委員会が実施している様々なアンケート調査の結果を見ても、教師一人一人の仕事量も異なれば、それぞれの学校によっても異なるので、残念ながら、実態が掴み切れないという印象を持っている。

また、コロナやICTなど、社会が変化する中で新たな課題が次から次に出てきて、それに対応せざるを得ない状況も出てくるが、逆に、課題になっている状況等をうまく活用できないかといった柔軟な発想も必要ではないかと思う。

例えば、ちょうど中学校で教科部会を置くという話もあったが、今までは教師1人で行っていた教材研究を、ICTを活用して複数での教材研究に切り替えて、成果を共有

する形にすれば、中学校の教員はその教科の専門家なので、少し話を聞けばすぐに理解し、次の日にでも成果を活かす、そういったことができるのではないか。

まずは各学校の課題を正確に把握することに努めて、そして、その内容を学校間で情報共有して、もし複数校で取り組むことが解決の近道になるような課題があれば協力して一緒に取り組む、そのような動きができれば良いと思う。

総括指導主事

精華西中学校では、3年生が引退する区切りで部活動の朝練を見直し、全体の時間を減らしていくことを計画した。また、精華南中学校は従来から朝練をしていないので時間が少なく、精華中学校と精華西中学校でも、朝の時間帯の勤務について今後工夫をしていくと聞いている。

また、教材研究など自分の教科に関わるような業務とは別に、やはり、不登校対応や別室対応などを勤務時間内の空き時間で対応することで、事務作業が放課後にずれこんで部活動の後にせざるを得なくなるというような状況があり、なかなか教員個人の努力だけでは時間のやりくりが難しい面があるということも聞いている。

また、突発的な保護者対応も長時間になったり、複数日に及ぶこともあったりするので、行事の精選やICTの使用による業務の電子化に取り組んで、何とか努力はしていると聞いているが、数字的に大きな縮減にまでは至っていない。

コロナの沈静化によって学校行事が通常に戻りつつある中で、以前のおりに戻すとまた大変なことになってしまうので、コロナ後の行事のやり方についてはこれから見極めていかねばならないと思っている。体育大会も今年は半日で開催する学校がほとんどで、今後、来年も同じ形でいくのか、1日開催に戻すのか、そういった部分も様々な集まりを通して、学校間で交流しながら考えていきたいと考えている。

松下委員

運動会、体育大会の半日開催はコロナ関係での対応かと思

うが、働き方改革との関係とは何か。

総括指導主事 コロナ対応で密を避けるために集合する時間を短くしたことや、学校の臨時休業等で練習時間が取れなかったということと、働き方改革の一環で行事の時間を短縮するという試みの両方が合わさって、半日開催という工夫に至った経過もある。

井上委員 コロナ禍で様々な行事等を規模縮小したが、コロナが沈静化しても、働き方改革の観点から今後も縮小を継続してやっていくという考え方の学校も出てきているようだ。

川村教育長 働き方改革の関係で、先ほどの教育部長からの報告のとおり、令和4年度を3年度と比較すると山田荘小学校の時間外勤務が大きく減っているが、昨年、他校と比べて少し時間数が多いと校長会で話題になった経過があるので、どのような努力がなされたのかを分析する必要がある。

また、今回、2つの中学校で時間数が増えているのは、春に生徒指導で困難事案があったことも影響していると思われるが、全国的に1分1秒でも時間外勤務を減らしていくことが、非常に困難な環境の中で取り組まれているので、増えてしまったところは個別に理由を調べて、その要素を排除していくことが大事ではないかと思っている。

松下委員 もう10年ぐらい前になると思うが、綾部市の小学校に先進校視察をした。その頃はまだICTなどは全然入っていなかったが、算数では、学校の中でチームをつくって教材研究をし、全学年について1年間すべて、1時間の授業の流れを1枚のシートにまとめる取組をされていた。そういったものを作れば、次の年に自分が多くの時間を費やして教材研究をしなくても、すぐに授業ができる。そのときには時間がかかるけれども、4年間は同じ教科書を使用するし、本町でも中学校が教科別研究会をするという報告があったので、綾部市のような取組にICTをうまく使っていくということも一つの方法ではないかと思う。中学校とは違い、小学校は教科担任制ではないため難しいが、小学校

は5校あるので、仮に1人の先生がつくったものをみんな
で共有していくことができれば、教材研究に要する時間が
随分減り、しかも、教育活動の充実にもつながるのではな
いか。

川村教育長 おっしゃるとおり、既に学年での共有などはしているので、
もう少し広範にやっていたら良いと思う。

(5) 後援関係

8月から9月にかけて受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数
4件、学校教育課関係はなし、生涯学習課関係が4件で、社会教育係が
3件、社会体育係が1件となっている。

(6) 10月の行事予定

運動会、体育大会について、小学校は5校全てが22日、中学校は精
華南中学校と精華西中学校が21日、精華中学校が26日にそれぞれ開
催を予定している。

また、精華中学校の修学旅行が11日、12日で実施予定である。

次回、第10回教育委員会は24日開催を予定しており、当日午後には、
防災食育センターやむくのきセンターなどの現地視察を予定してい
る。

(7) 閉会

教育長が第9回教育委員会の閉会を宣言。